

償却資産（固定資産税）は毎年申告しましょう！

償却資産は、個人や法人などの事業主に課税される固定資産税です。課税の対象となるのは、事業（農業や営業など）のために用いる機械や器具、備品など（事業用資産）です。

平成28年度分の申告書は12月上旬に送付しています。申告が必要な事業主で、役場から申告書が届かなかった場合は、税務課課税係までご連絡ください。

問 1 償却資産の申告はどのように行うのですか？

答 1 毎年1月1日現在で所有している事業用資産を所在する自治体に申告します。

問 2 自宅の屋根に太陽光発電設備を取りつけているのですが、償却資産になりますか？

答 2 自宅の屋根に取りつけている太陽光発電設備であっても、発電出力10kW以上の設備は売電事業用の償却資産として固定資産税の対象となります。必ず申告をしましょう。

問 3 減価償却済みの資産（耐用年数を過ぎた）資産でも申告が必要ですか？

答 3 減価償却済みの資産であっても、現在も事業に用いられている場合は対象となります。

問 4 農業に使用する資産も申告が必要ですか？

答 4 コンバインやトラクター、田植機や乾燥機など、農業に使用する機械も償却資産となります。償却資産として申告してください。ただし、乗用の農耕用機械は、小型特殊車両として軽自動車税の課税対象となります。

問 5 税務署で申告しているのですが、町に申告する必要があるのですか？

答 5 税務署への申告は、所得税や法人税（国税）を計算するためのものです。償却資産は固定資産税（町税）を計算するために必要なものです。町への償却資産の申告をお願いします。

問 6 申告しなかった場合はどうなりますか？また、申告漏れなどの場合はどうなりますか？

答 6 正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定に基づき、過料が科せられることがあります。また、税務署の調査や町の実地調査を行い、課税を行います。申告や調査などにより申告漏れがわかった場合、申告した年度だけでなく、5年を限度として遡って課税することになります。

申告日程

申告日	行政区
2月	16日(日) 竹の迫・川内田・下鶴・町・田畑 五ヶ瀬・馬立・粒麦・有水・大内
	17日(日) 南田代第3区・南田代第4区・水源 上田代・八勢
	18日(日) 上梅木・上高野・甘木・東上野下
	19日(日) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
	22日(水) 牛ヶ瀬2区・今城
	23日(木) 牧の原・玉来・下山・中野・間所 木戸屋・浅の藪・南田代第1区
	24日(金) 6丁目・牛ヶ瀬1区
	25日(土) 横野・玉虫・田迎
	26日(日) 藤木・滝園・向山・釜出・木の末 松の生・小川野・椎の尾・吹野
	29日(水) 西木倉 税理士による申告相談期間

申告日	行政区	税理士による申告相談期間
3月	1日(日) 小坂	
	2日(日) 秋只・万ヶ瀬・増見鶴	
	3日(日) 上辺田見・上荒瀬・下荒瀬	
	4日(日) 中辺田見・下辺田見	
	7日(水) 餅畑・日向・古閑迫・古閑原・茶屋の本 南田代第2区	
	8日(木) 下高野	
	9日(金) 下梅木・浄光寺・片志和・小路・落合 北木倉	
	10日(土) 西往還・南木倉・宗心原・河内・足水	
	11日(日) 5丁目・瓜山・上迎町・下迎町・旭町 桜町・高山	
	14日(水) 陣・東上野中・東上野上	
15日(木) 予備日		

税理士が申告相談を受けます

2月29日(水)～3月4日(日)は、税理士が申告相談を受けます。税理士の申告相談のみ、指定行政区に限らず申告を受付けます。確定申告に関する質問などがある場合は、税理士相談をご利用ください。

要介護認定者に障害者認定書を交付します

☎福祉課 介護保険係 ☎282-1349

要介護認定を受けている人に対して「障害者控除対象者認定書」を交付します。申告の際に提示すれば、町県民税や所得税の控除が受けられます。

●申請・交付場所 福祉課介護保険係

申請の際には「介護保険被保険者証」・「印鑑」が必要です。
※認定書の交付は、申請後約1週間後です。
※身体障害者手帳などを基に、障害者控除を受ける場合は、控除の重複はできません。詳しくは、介護保険係までお尋ねください。

●対象者

認定基準日（12月31日）に、次の①・②に該当する人

- ①年齢が65歳以上の人
- ②要介護1～5の要介護認定を受けている人

●申請できる人

- ①対象者本人 ②対象者から委任をうけた人
- ③対象者と同一世帯で生計を一にする親族

要介護度（対象控除名）	控除額	
	町県民税	所得税
1・2・3（障害者控除）	26万円	27万円
4・5（特別障害者控除）	30万円	40万円